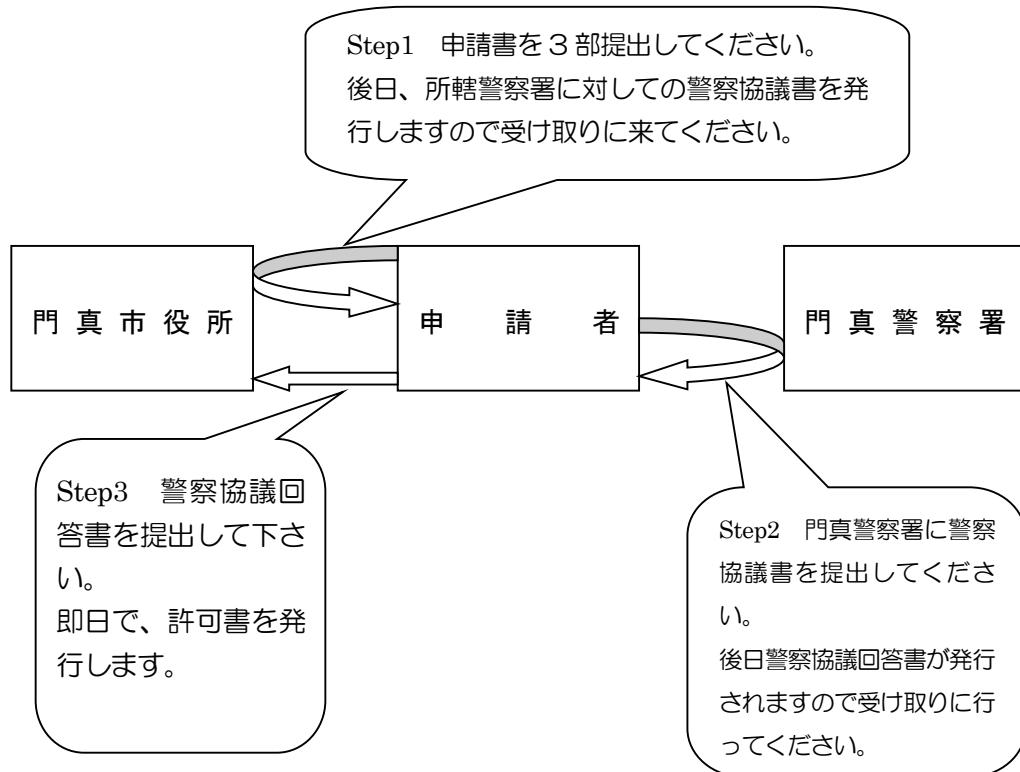


道路工事施行承認申請 手續案内

1 手続きの流れ



○ お願い

- ・ 門真市役所での協議書発行及び警察協議回答書の発行には、決裁期間（概ね10日程度）が必要ですので、工事着工までには日程に余裕を持たせて申請してください。
- ・ 警察協議書が発行できた時点で、担当者へ連絡しますので、連絡先を忘れず記入してください。
- ・ 警察協議書及び許可書の発行、警察協議回答書の受付時間は月～金曜日（祝日を除く）です。

○ 工事しゅん工届について

- ・ 工事完了後は、工事しゅん工届を提出してください。
- ・ 着工前・着工後・工程別写真を添付してください。
- ・ 工事規模によっては、写真以外の書類提出を求める場合があります。

2 申請書

- ・ 申請者が法人である場合には「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載してください。「担当者」については、必ず連絡先を記入してください。
- ・ 「施工目的」には道路の形態を変更しなければならない理由等を記載してください。
- ・ 「施工場所」の路線名は市道名等を記入し「歩道・車道・その他」については、該当するものを○で囲んでください。また、場所の欄には地番まで記載してください。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には起点と終点を記載してください。
- ・ 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切り下げ、防護柵撤去等の工事内容「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記載してください。
- ・ 「工事期間」の欄には、工事実施から完了までの予定期間を記載してください。なお、仮設工事

で復旧までが長期にわたる場合においては、誓約書、工程表を添付し、復旧時に改めて復旧工事についての施工承認申請を提出してください。

- ・「施工方法」の欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載してください。また、その時は工事着手までに報告してください。
- ・「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載してください。

3 添付書類

【1】 位置図

- ・住宅地図程度で結構です。

【2】 現況写真

- ・カラー写真で提出してください。デジタルフォトをプリントしたものでも構いません。
- ・工事箇所がわかるように写真に朱書きしてください。

【3】 現況平面図及び計画平面図 (S=1/250程度)

- ・現況と計画の両方がわかるようにしてください、兼用していただいても結構です。
- ・官民境界線を赤色で記入してください。
- ・駐車場・ガレージ等への出入りを目的とした場合は、自動車の保管場所と車両出入り口の位置関係もわかるようにしてください。
- ・図面の距離間（mm）は可能な限り詳細に記入して下さい。
- ・撤去する道路構造物、新設する道路構造物について色分けしてください。
- ・次に掲げるものを記入してください。

[a] 交通信号、道路照明柱、道路標識柱、植樹、バス停、安全柵、電柱、集水枠、側溝、人孔、歩道橋、横断歩道（停止線を含む）

[b] 敷地に隣接する市道・里道・水路・私道

[c] 隣地の状況（畠、宅地、空地等）及び隣地の車両出入口部（安全柵の設置状況）

【4】 現況断面図及び計画断面図 (S=1/100以上)

- ・現況と計画の両方がわかるようにしてください。
- ・官民境界線を赤色で記入してください。
- ・図面の距離間（mm）は可能な限り詳細に記入してください。
- ・水路・側溝があれば、その構造も可能な限り詳細に記入してください。

【5】 工事の実施方法を記載した書類

- ・工事の実施方法（工事が広範囲にわたる場合には工程順等）がわかるようにしてください。
- ・平面図と兼用していただいても結構です。

【6】 構造図、設計書

- ・舗装断面、ブロック、側溝などの構造図

【7】 交通対策図（規制方法については所轄警察署において指導されます。）

- ・仮歩道、バリケード、夜間の保安対策等を記入してください。

【8】その他、必要な書類

- ・ 車両出入口工事で6mを超える場合は、軌跡図をつけてください。
- ・ 工事期間が長期間にわたるもの、工事用車両出入口については工程表を添付してください。
- ・ 法面埋め立ての場合は、官民境界線の確定図を添付してください。
- ・ その他、内容よって、理由書・利害関係者の同意書・公図・土地登記簿謄本等の提出を求めることがあります。

〒571-8585 門真市中町1番1号

門真市役所 まちづくり部 道路公園課 道路水路管理グループ

電話 06-6902-6487（直通）